

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
上肥・大須賀 特定建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社 上肥	茨城県ひたちなか市稻田 1176-6	-

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可、「2-」は茨城県知事許可、「3-」は他県知事許可業者番号を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号、「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

## 2 指名停止措置期間

令和7年12月24日～令和8年1月23日（1箇月間）

## 3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

## 4 事実概要

上肥・大須賀特定建設工事共同企業体は、本市発注の大島第4幹線管きよ布設工事（R7国補公下雨第2号）において、令和7年11月25日、作業員が鋼矢板Ⅲ型の圧入作業を行うため圧入機操作スイッチを抱えながら準備を行っていた際に、安全管理上の指導が徹底されていなかったため、鋼矢板圧入機に足を巻き込まれ、作業員が重傷を負う事故を発生させた。

## 5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第1に掲げる（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）第7項（3）に該当するため。

## 〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第1〉

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 工事等関係者に複数の死亡者を生じさせたとき。	2月以上4月以内
(2) 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき。	2月
<b>(3) 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。</b>	<b>1月以上2月以内</b>
(4) 工事等関係者に負傷者(軽傷)を生じさせたとき。	2週間

## 問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課  
ひたちなか市東石川2丁目10番1号  
電話 029-273-2457

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株式会社 上肥	茨城県ひたちなか市稲田1176-6	2-005288

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可、「2-」は茨城県知事許可、「3-」は他県知事許可業者番号を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号、「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

## 2 指名停止措置期間

令和7年12月24日～令和8年1月23日（1箇月間）

## 3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

## 4 事実概要

上肥・大須賀特定建設工事共同企業体は、本市発注の大島第4幹線管きよ布設工事（R7国補公下雨第2号）において、令和7年11月25日、作業員が鋼矢板Ⅲ型の圧入作業を行うため圧入機操作スイッチを抱えながら準備を行っていた際に、安全管理上の指導が徹底されていなかったため、鋼矢板圧入機に足を巻き込まれ、作業員が重傷を負う事故を発生させた。

## 5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第1に掲げる（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）第7項（3）に該当するため。

## 〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第1〉

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 工事等関係者に複数の死亡者を生じさせたとき。	2月以上4月以内
(2) 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき。	2月
<b>(3) 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。</b>	<b>1月以上2月以内</b>
(4) 工事等関係者に負傷者(軽傷)を生じさせたとき。	2週間

## 問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課  
ひたちなか市東石川2丁目10番1号  
電話 029-273-2457

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株式会社 大須賀工務店	茨城県ひたちなか市相金町11-1	2-000428

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可、「2-」は茨城県知事許可、「3-」は他県知事許可業者番号を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号、「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

## 2 指名停止措置期間

令和7年12月24日～令和8年1月23日（1箇月間）

## 3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

## 4 事実概要

上肥・大須賀特定建設工事共同企業体は、本市発注の大島第4幹線管きよ布設工事（R7国補公下雨第2号）において、令和7年11月25日、作業員が鋼矢板Ⅲ型の圧入作業を行うため圧入機操作スイッチを抱えながら準備を行っていた際に、安全管理上の指導が徹底されていなかったため、鋼矢板圧入機に足を巻き込まれ、作業員が重傷を負う事故を発生させた。

## 5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第1に掲げる（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）第7項（3）に該当するため。

## 〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第1〉

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 工事等関係者に複数の死亡者を生じさせたとき。	2月以上4月以内
(2) 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき。	2月
<b>(3) 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。</b>	<b>1月以上2月以内</b>
(4) 工事等関係者に負傷者(軽傷)を生じさせたとき。	2週間

## 問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課  
ひたちなか市東石川2丁目10番1号  
電話 029-273-2457